フォームの始まり

○筑紫野市空き店舗利用促進事業補助金交付規則

|  |
| --- |
| (平成22年7月30日規則第16号) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| |  |  | | --- | --- | | **改正** | 平成23年3月31日規則第19号 | |

|  |
| --- |
|  |

筑紫野市空き店舗利用促進事業補助金交付規則(平成21年筑紫野市規則第13号)の全部を改正する。

(目的)

第1条　この規則は、筑紫野市が指定する地域(以下「指定地域」という。)において空き店舗を利用して開業する事業者に対し、その店舗の賃借料の一部を補助することにより、起業家への支援及び市内商業の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　指定地域　別表第1に定める地域をいう。

(2)　空き店舗　店舗として使用することができる物件で、現に店舗の用に供していないものをいう。

(3)　中小企業者　中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者をいう。

(補助対象店舗)

第3条　補助の対象となる空き店舗は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　指定地域内に存在すること。

(2)　大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗の敷地外に存在すること。

(3)　店舗の用に継続して1年以上利用されていないこと。

(補助対象者)

第4条　補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、前条の要件を満たす空き店舗を賃借して新たに次条に規定する補助対象事業を開業する個人又は中小企業者のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1)　指定地域内の店舗において事業を営み、又は営んでいた者であって、閉店後6箇月以内に指定地域内の空き店舗を賃借して事業を行うもの

(2)　第三者への転貸を目的として空き店舗を賃借する者

(3)　空き店舗の賃借に関して国又は地方公共団体の補助を受けている者

(4)　空き店舗の賃貸借契約の期間が1年未満である者

(5)　市町村税を滞納している者

(6)　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(7)　暴力団員が役員となっている事業者

(8)　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

ア　暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

イ　暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団がその運営を支配している事業者

ウ　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

エ　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

オ　暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

カ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(9)　前各号に掲げるもののほか市長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第5条　補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、日本標準産業分類の分類表に掲げる業種分類のうち次の各号のいずれかに該当する業種のもので、開業後1年以上継続して営業される予定の事業とする。

(1)　小売業

(2)　飲食サービス業

(3)　生活関連サービス業

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業等

(2)　店舗としての営業がされない事業又は営業時間が夜間(午後5時から翌日の午前6時までの間をいう。)のみの事業

(3)　前2号に掲げるもののほか市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第6条　補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、毎月の店舗の家賃(住居部分に係る家賃、敷金、礼金、駐車場代、共益費、仲介手数料等賃貸借契約に係る諸費用及び消費税を除く。)とする。ただし、補助対象事業の開業の日の属する月の翌月から起算して24箇月以内のものに限る。

(補助金の額)

第7条　補助金の額は、次のとおりとし、会計年度ごとに算定するものとする。

(1)　開業の日の属する月の翌月から12箇月以内　毎月の補助対象経費の2分の1の額とする。ただし、月額50,000円を上限とする。

(2)　開業の日の属する月の翌月から13箇月以上24箇月以内　毎月の補助対象経費の4分の1の額とする。ただし、月額25,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第8条　補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、筑紫野市空き店舗利用促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に定める書類を添付し、会計年度ごとに筑紫野市商工会を経由して市長に提出しなければならない。

2　申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けた会計年度の翌年度以降の申請をする場合であって市長が必要ないと認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。

(補助金の交付決定)

第9条　市長は、前条の規定による申請があったときは、予算の範囲内で補助金の交付の可否を決定し、その結果を筑紫野市空き店舗利用促進事業補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合において必要と認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第10条　交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、当該交付決定を受けた補助対象事業(以下「補助事業」という。)を変更しようとするときは、筑紫野市空き店舗利用促進事業変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2　補助事業者が、補助事業を廃止しようとするときは、筑紫野市空き店舗利用促進事業廃止届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付変更決定)

第11条　市長は、前条の規定による申請又は届があったときは、その内容を審査し、筑紫野市空き店舗利用促進事業変更決定等通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(開業届)

第12条　補助事業者が、補助事業を開業したときは、直ちに、筑紫野市空き店舗利用促進事業開業届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(状況報告等)

第13条　市長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について報告を求め、又は調査をすることができる。

(事業完了報告)

第14条　補助事業者は、補助事業完了後10日以内に、筑紫野市空き店舗利用促進事業完了報告書(様式第7号)に別表第3に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第15条　市長は、前条の規定による書類の提出を受けたときは、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査した上で、交付すべき補助金の額を確定し、交付するものとする。

2　補助事業者は、第9条又は第11条の規定による交付決定を受けた補助金の部分払いを受けようとするときは、6月、9月又は12月に筑紫野市空き店舗利用促進事業補助金部分払請求書(様式第8号)に別表第3に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

3　市長は、前項の規定による請求があった場合において必要があると認めるときは、交付すべき補助金の一部を交付することができる。

(交付決定の取消し)

第16条　市長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正な行為により交付決定を受けたとき、第4条各号のいずれかに該当することが判明したとき、又はこの規則に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消さなければならない。

(補助金の返還)

第17条　市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めなければならない。

(補則)

第18条　この規則の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成23年3月31日規則第19号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この規則は、平成23年4月1日から施行する。